

令和元年(行ウ)第275号、第598号 環境影響評価書確定通知取消請求事件

原 告 鈴木陸郎 ほか47名

被 告 国

準備書面(7)

令和3年5月17日

東京地方裁判所民事第2部C d係 御中

被告指定代理人

石井 広太朗



井上 恵理子



志村 直之



林 智彦



酒井 由美子



井上 悠也



田上 博道



白井 貴之



沼田 博男



角銅 進



小島 由美子



第1 はじめに	4
第2 本件発電所の環境影響評価手続に合理化ガイドラインを適用したことは適法であること	6
1 本件は合理化ガイドラインの適用範囲に含まれること	6
(1) 合理化ガイドラインの適用範囲	6
(2) 適用要件①(リプレース前後の排出量の低減等)について	7
(3) 適用要件②(土地改変等が限定的であること)について	8
(4) 小括	9
2 合理化ガイドラインの適用要件を満たさないとの原告らの主張は理由がないこと	9
(1) 原告らの主張の概要	9
(2) 被告の反論	9
3 合理化ガイドラインの適用に当たり、神奈川県知事意見等を勘案等していない旨の原告らの主張は理由がないこと	11
(1) 原告らの主張	11
(2) 被告の反論	11
第3 合理化ガイドラインに基づき、各環境影響評価項目につき、合理化の条件の充足を確認した上で合理化手法を適用したこと等	13
1 はじめに	13
2 施設の稼働(排ガス)による影響につき、合理化ガイドラインにのっとった合理化手法を適用したこと	15
(1) 合理化の条件を満たしていること	15
(2) 原告らの主張に対する反論	18
(3) 小括	31
3 施設の稼働(温排水)による影響につき、合理化ガイドラインにのっとった合理化手法を適用したこと	31

(1) 合理化の条件を満たしていること	31
(2) 原告らの主張に対する反論	33
(3) 小括	39
4 撤去工事について	39
(1) 原告らの主張	39
(2) 被告の反論	39
第4 求訟明の申立て	40

被告は、本準備書面において、本件環境影響評価手続が合理化ガイドラインを適用し、各環境影響評価項目につき合理化手法を適用したことが適法であること（後記第1ないし第3）について主張するとともに、原告らが2021年3月3日付け準備書面10（以下「原告準備書面10」という。）において、原告適格一覧表の「A-1 3km内」の該当性判断について回答した内容を踏まえ、求釈明の申立て（後記第4）を行う。

なお、略語については、本準備書面で新たに定めるものほか、従前の例による。

第1 はじめに

1 被告準備書面(4)・25及び26ページで述べたとおり、合理化ガイドラインは、火力発電所のリプレース事業につき、既設の発電所のときよりも温室効果ガス排出量等の点で環境負荷の低減が図られ、また、土地改変等による環境影響が限定的であるなど一定の条件を満たす事業について、発電所アセス省令23条2項3号に基づき、環境影響評価の項目のうち、合理化ガイドラインの「表1」（次ページ）（乙20・12ページ）に記載された項目に係る環境影響評価の調査、予測の手法を合理化することを可能としたものである。

すなわち、火力発電所のリプレースが同ガイドラインの条件を満たしている限り、発電所アセス省令第23条2項3号に適合し、同ガイドラインに定められた手法によって環境影響評価の調査、予測の手法を合理化することは適法であるといえる。

表 1 改善リプレースに関するアセス手法の合理化の検討対象とした環境影響評価の項目

影響要因の区分	工事の実施			上地又は工作物の存在及び供用			
	工事用資材等の搬出入	建設機械等の施工による一時的な影響	地形改變及び施設の存在	施設の稼働		資材等の搬出入	廃棄物の発生
				排ガス	排水		
環境要素の区分							
環境の自然的構成要素の良好な状態の保持を目指として調査、予測及び評価されるべき環境要素	大気環境	大気質	硫黄酸化物			☆	
			窒素酸化物	◆◆		☆	◆
			浮遊粒子状物質			★	
			石炭粉じん		■		
			粉じん等	■■			■■
		騒音	騒音			■■	◆
	水環境	水質	振動	■■		■■	◆◆
			水の汚れ			☆	
			富栄養化			☆	
			水の濁り	■■			
		底質	水温			☆	
		その他	有害物質	■			
		地形及び地質	流向及び流速			☆	
	その他の環境	地形及び地質	重要な地形及び地質				
生物の多様性の確保及び自然環境の体系的保全を目標として調査、予測及び評価されるべき環境要素	動物	重要な種及び注目すべき生息地 (海城に生息するものを除く。)		◆★			
		海域に生息する動物				☆	
		植物	重要な種及び重要な群落 (海城に生育するものを除く。)	◆★			
	植物	海域に生育する植物				☆	
		生態系	地域を特徴づける生態系	◆★			
	人と自然との豊かな触れ合いの確保を目指として調査、予測及び評価されるべき環境要素	景観	主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観				
		人と自然との触れ合いの活動の場		■■			
環境への負荷の量の程度により予測及び評価されるべき環境要素	廃棄物等	産業廃棄物		■			
	残土		■				
	温室効果ガス等	二酸化炭素			■		

■ : 火力発電所の一般的な事業内容を対象とした参考項目

☆ : 影響の低減が図られる場合にはアセス手法の合理化の検討対象とした項目

★ : 影響が限定的である場合にはアセス手法の合理化の検討対象とした項目

◆ : 上記の項目のアセス手法の合理化に併せてアセス手法の合理化の検討対象とした項目

2 そして、火力発電所のリプレース事業について、温室効果ガス排出量等及び

土地改変に係る上記 2 要件が満たされ、合理化ガイドラインの適用範囲に含まれる場合には、合理化の検討対象となる環境影響評価の各項目につき、事業計画諸元、すなわち、機械の性能や機能を数値化したものに基づいて、合理化の条件の充足を確かめた上で、その充足が認められた項目ごとに定められた合理化手法を適用して調査予測を行うことが可能になる。

3 本件環境影響評価については、合理化ガイドラインの適用範囲に含まれるため、それを適用する(後述第2)こととした。そして、本件環境影響評価では、環境影響評価の項目のうち、施設の稼働(排ガス)及び施設の稼働(温排水)等7項目につき、合理化の条件(乙20・13ないし37ページ)の充足を確かめた上で、その当該項目につきそれぞれ合理化手法(乙20・13ないし37ページ)を適用して調査予測を行った(後述第3)。

その適法性につき、以下詳述する。

第2 本件発電所の環境影響評価手続に合理化ガイドラインを適用したことは適法であること

1 本件は合理化ガイドラインの適用範囲に含まれること

(1) 合理化ガイドラインの適用範囲

火力発電所リプレースのうち、合理化ガイドラインがその対象とするものは、被告準備書面(4)・25ページで述べたとおり、①リプレース後に、発電所からの温室効果ガス排出量(リプレース前後の設備利用率を同一として算出した場合の排出量)、大気汚染物質排出量(1時間値の最大値)、水質汚濁物質排出量(日間の最大排水量×日平均濃度)及び温排水排出熱量(取放水温度差×時間当たりの温排水量)の低減が図られる(温室効果ガス排出量以外の項目については現状非悪化となる場合も含む。)事業であり、かつ、②対象事業実施区域が既存の発電所の敷地内又は隣接地に限定される等により、土地改変等による環境影響が限定的となり得る事業(括弧内省略)であ

る（以下、適用範囲に関する要件を「適用要件」、上記①を「適用要件①」、上記②を「適用要件②」という。）。

(2) 適用要件①(リプレース前後の排出量の低減等)について

ア 適用要件①(リプレース前後の排出量の低減等)は、温室効果ガス排出量等につきリプレース前後の数値を比較することとなるところ、大気汚染物質排出量につき、工事計画で届け出ている発電所の機械の最大出力値である「定格出力」同士を比較し、また、温室効果ガス排出量につき、機械の設備利用率を85パーセントとした場合の排出量同士を比較するなど(乙20・3ページ、乙8・483ページ)、比較すべき数値につき、実際に稼働したときの実績値ではなく、条件を同じくして機械同士の性能を比較して、原則として現状よりも悪化しないことを一つ目の要件としている（以下まとめて「定格出力値等」と呼ぶことがある）。

なお、地方公共団体との公害防止協定等が交わされている場合には、かかる協定値が、機械の性能により求められる最大値よりも低い場合には、結局、リプレース前の値としては、協定値が実質的な最大値を構成することになるから、かかる値を比較に用いることとしている。

イ このように、リプレース前の値として発電所の設備能力をベースにした定格出力値等を用いることとしたのは、リプレース前の排出量等につき、実績値を比較値とすると、そのときどきの運転状況によってばらつきが出る可能性があり、客観的な比較指標とはならないためである。

また、大規模火力発電プラントは、固定費が高く、通常40年から50年間程度の稼働が予定されているところ、その間に、技術開発の進展とともに熱効率が改善された火力発電プラントが新たに建設されていくこととなる結果、既存の火力発電プラントは、相対的に競争力を失っていき、徐々に設備利用率が低下していくこととなり、したがって、リプレース前の実績値は比較指標として適当でない一方で、火力発電所の長期的なライフ

サイクルを踏まえれば、より高性能な発電設備への新陳代謝を行って温室効果ガス削減に対する喫緊の課題に対処し、環境負荷の低減を図るという観点から、定格出力値等による比較を行うことは合理的であると考えられる。

また、リプレース前の比較値として協定値を用いることとしたのは、リプレース後も協定値以下の数値で運転できるのであれば、環境保全が十分に図られていると言えるからである。

ウ 本件では、適用要件①に係るリプレース前の数値について、大気汚染物質排出量（硫黄酸化物、窒素酸化物、ばいじん）は横須賀市との間の公害の防止に関する協定で定められた値であり、その排出濃度は定格運転時の値、水質汚濁物質排出量（全窒素、全磷、化学的酵素要求量）は神奈川県告示に基づく規制値がそれぞれ記載され、温排水排出熱量は発電機械の設計値を基礎とした値を記載しており、温室効果ガス排出量は発電機械の設備利用率を85パーセントとした数値を記載しているところ、これらの数値は、いずれも合理化ガイドラインの適用要件①に即したものと認められる。

さらに、適用要件①に係るリプレース後の数値も、定格出力や設計値を基礎とした数値が記載されており、いずれも合理化ガイドラインの適用要件①に即したものと認められる。

エ そして、本件では、適用要件①に係るリプレース後の数値は、いずれもリプレース前の数値より低減していると認められることから、適用要件①を満たすものである（乙8・483ページ）。

(3) 適用要件②(土地改変等が限定的であること)について

本件において、リプレース後は、既設発電所の跡地利用、港湾施設・取放水口・取放水設備の有効活用が行われる予定であり、土地改変等による環境影響は限定的と認められることから（乙8・483ページ）、適用要件②も

満たすと認められる。

(4) 小括

よって、本件は、適用要件①及び②をそれぞれ満たしていることから、合理化ガイドラインの適用範囲内と認められる。

2 合理化ガイドラインの適用要件を満たさないとの原告らの主張は理由がないこと

(1) 原告らの主張の概要

原告らは、合理化ガイドラインが適用されるには、①旧発電所による環境影響について十分かつ信頼できる調査結果が存在すること、②大気汚染物質排出量等の各数値が新発電所へのリプレースにより低減すること（少なくとも悪化しないこと）、③新旧発電所の稼働時期に空白期間が存在しないことの三つの要件を満たす必要があるなどとした上で、本件では、①の点につき、旧発電所による環境影響評価が行われていないことから、信頼できる調査結果が存在するとはいえず、また、環境影響評価に代替するような信頼しうる調査データも存在しない、②の点につき、（各数値が）新発電所による環境影響により低減するとは言えない、③の点につき、旧発電所の稼働率が低水準にとどまった期間が数十年続いており、空白期間が存在するなどとして、いずれの点も満たさず、したがって、本件は合理化ガイドラインが適用される前提を欠くなどと主張するようである（原告準備書面8・14及び15ページ）。

(2) 被告の反論

ア しかし、原告らの上記主張は、合理化ガイドラインの適用要件に関する理解を誤っている。

すなわち、合理化ガイドラインの適用要件については、被告準備書面(4)・25ページ及び前記1(1)で述べたとおりであるところ、原告らは、合理化ガイドラインの適用に当たり上記①の要件（旧発電所による環境影響

について十分かつ信頼できる調査結果が存在すること)が必要であることにつき、何ら合理的な根拠を示していない。

その点をおくとしても、上記①の点に関し、合理化ガイドラインは、全体として、前記1(2)で述べたとおり、そもそも、旧発電所において環境影響評価そのものや、環境影響評価に代替し得る調査が行われたことを必ずしも前提としておらず、むしろ、合理化ガイドラインには、例えば、「既存発電所の設置に当たって環境影響評価を実施済みのものもあること」(乙20・6ページ)などと、環境影響評価が実施されていない場合があることを当然の前提としていることからしても、合理化ガイドラインの適用に当たり、上記①の点が必要とする原告らの主張は、独自の見解に基づくものというほかない。

また、②リプレース後の値がリプレース前よりも低減することについては、前記1(2)記載のとおり要件は満たされている。

イ 上記③の点について、発電所アセス省令23条2項3号を適用するに当たって上記③の要件が必要であることなど発電所アセス省令には定められていません。

原告らは、空白期間が存在する場合には、既設発電所が稼働しない事実状態が形成されていたといえることを根拠とするものであり(原告準備書面8・15ページ)、実質的にはリプレース前の値を定格出力値等とした趣旨に対する反論と位置づけられるところ、この点に係る原告らの反論も失当である。

すなわち、前記1(2)イで述べたとおり、リプレース前後の定格出力値等を比較することとしたのは、火力発電プラントではリプレースの検討時期においては、競争力を失っており、設備利用率が低下していることが多いところ、合理化ガイドラインがかかる実態を看過する形で策定されたとは考え難い上、より高性能な発電設備への新陳代謝を行って温室効果ガス

削減に対する喫緊の課題に対処し、環境負荷の低減を図る必要があったという背景から策定されたことを踏まえたものである。

本件既設発電所も、本件発電所の環境影響評価開始時点において、必要な補修等を行うことにより、現に再稼働が可能な状態であり（乙52・22ページ・表20参照）、経済合理性の観点から稼働率を落とすなどしていたにすぎない。

そうすると、③新旧発電所の稼働時期に空白期間が存在しないことという要件は、合理化ガイドラインの適用要件①として定格出力値等を比較指標とした趣旨に反するものであって、理由がない。

ウ したがって、合理化ガイドラインの適用に当たり、上記①及び③の点が必要だとする原告らの上記主張は、独自の見解に基づくものであり、理由がない。

3 合理化ガイドラインの適用に当たり、神奈川県知事意見等を勘案等していない旨の原告らの主張は理由がないこと

(1) 原告らの主張

原告らは、住民等の意見や神奈川県知事意見において、環境影響評価手続を簡略化すべきではないとされたにもかかわらず、それが理由なく考慮されていないなどと主張し（原告準備書面1・19ページ），本件に合理化ガイドラインが適用されたことにつき、経産大臣の裁量権の逸脱・濫用があった旨主張するようである。

(2) 被告の反論

ア 神奈川県知事の意見について

しかし、そもそも、原告らの上記主張は、単に「環境影響評価手続きは簡略化すべきではないとの意見が出されている。」とするのみで、具体的に、本件の環境影響評価手続中のどの段階における神奈川県知事意見を指しているのか不明である。

その点をおいても、法令上、方法書及び準備書に対する都道府県知事等の意見について、事業者はこれを「勘案」するとされているところ（環境影響評価法 11条1項、21条1項）、ここにいう「勘案」とは、意見を受ける側において十分慎重に受け止め、事業計画に反映することを検討していくことを意味するところ（乙51・108ページ）、本件事業者は、神奈川県知事から、本件方法書及び本件準備書に対し、合理化ガイドラインの適用に関し、被告準備書面(4)・第3の2(3)ウ(a)(35ページ)のとおりの意見があったことを受け、指摘された事項に対する具体的説明をしたり、その内容を準備書に盛り込んだり、表現を修正するなどの対応をとっていることから（方法書についての神奈川県知事意見に対し、乙8・461及び462ページ参照、準備書についての神奈川県知事意見に対し、乙8・1445ページ参照）、神奈川県知事の上記意見に十分に「勘案」した措置をとっているといえる。

したがって、本件において、合理化ガイドラインの適用等に関する神奈川県知事等の意見が理由なく考慮されていないなどという原告らの主張は、理由がない。

イ 住民等の意見について

本件において、方法書及び準備書についての住民等の意見においては、被告準備書面(4)第3の2(2)及び同第3の3(2)(31, 32, 36及び37ページ)のとおり、概要、合理化ガイドラインを適用しない手続によるべきである旨の意見が出された（方法書についての住民等の意見につき、乙8・424ページ及び乙25、準備書についての住民等の意見につき、乙8・1384ページ及び乙29）。

この点、被告準備書面(6)・第5の2(2)で述べたとおり、「環境の保全の見地からの意見」を提出する手続は、有益な環境情報を収集する目的で設けられたものであり、事業に対する単なる反対あるいは賛成をいう意見

は、配意すべき対象とはならず（乙2・103ページ）、また、かかる意見に対する「配意」とは、「国民一般の意見は、様々な立場からの多様な方向性を持った幅広いものであることから、意見を受け取る側は、それぞれに意を配りつつ、その中から有用な環境情報を事業計画に反映させていく」（乙2・108ページ）というものに過ぎず、必ずしも事業者においてこれを事業計画に反映させなければならないものとは解されない。

したがって、かかる意見は、本来であれば、有益な環境情報を含まない単なる反対意見にすぎず、配意の対象とはならないはずのところ、本件事業者は、方法書段階及び準備書段階において、前記住民等の意見に対する見解を明らかにするなどしており（方法書に対する住民等の意見につき、乙8・424ページ、準備書に対する住民等の意見につき、乙8・1384ページ）、住民等の意見に対し、合理化ガイドラインの要件等の説明をして応答しており、十分に「配意」しているものと認められる。

したがって、本件において、合理化ガイドラインの適用に関する住民等の意見が理由なく考慮されていないという原告らの主張は、理由がない。

ウ 以上のとおりであるから、本件事業者は、合理化ガイドラインの適用に関する神奈川県知事意見や住民等の意見に対し、「勘案」ないし「配意」していると認められるから、かかる意見が考慮されていないなどという原告らの主張は理由がない。

第3 合理化ガイドラインに基づき、各環境影響評価項目につき、合理化の条件の充足を確認した上で合理化手法を適用したこと等

1 はじめに

(1) 本件環境影響評価については、上記のとおり合理化ガイドラインの適用範囲に含まれそれが適用されたとした上で、合理化の検討対象とした環境影響評価の各項目の一部につき、合理化の条件の充足を確かめ、その当該項目に

つきそれぞれ合理化手法を適用して調査予測を行った。

(2) 本件については、合理化ガイドラインの適用により、本件評価書484ページに、環境影響評価の項目として選定する項目のうち「●」【黒丸】が記されている項目については、合理化の条件を充足しており、調査・予測の手法を一定の要件の下で簡略化できたところ、本件においては、このうち、以下の項目につき合理化手法を適用している。

(a) 「施設の稼働（排ガス）に伴う大気質への影響」の調査手法と予測手法のうち

- ・濃度状況の調査の合理化手法(乙8・494, 502及び505ページ)
- ・気象状況の調査の合理化手法(乙8・494, 502及び505ページ)
- ・予測手法のリプレース前後の着地濃度の比較結果を示すという合理化手法(乙8・495, 503及び506ページ)

(b) 「工事の実施（工事用資材等の搬出入）、工事の実施（建設機械の稼働）に伴う大気質への影響」の調査手法のうち

- ・濃度状況の調査の合理化手法(乙8・497, 500ページ)
- ・気象状況の調査の合理化手法(乙8・497, 500ページ)

(c) 「工作物の供用（資材等の搬出入）に伴う大気質への影響」の調査手法と予測手法のうち

- ・濃度状況の調査の合理化手法(乙8・497ページ)
- ・気象状況の調査の合理化手法(乙8・497ページ)
- ・予測手法の関係車両から排出される窒素酸化物の排出量を算定し、リプレース前後の比較結果を示すという合理化手法(乙8・498及びページ)

(d) 「工作物の供用（資材等の搬出入）に伴う騒音、振動への影響」の予測手法につき

関係車両の小型車換算台数を算出し、リプレース前後の比較結果を示すという合理化手法(乙8・513及び517ページ)

(e) 「施設の稼働（温排水）に伴う海域の水温、流況（流向・流速）への影響」の予測手法につき

簡易予測モデルを用いて温排水拡散範囲の予測を行い、リプレース前後の比較結果を示すという合理化手法(乙8・530及び532ページ)(手法3を採用した場合)

(f) 「施設の稼働（温排水）に伴う海域に生息・生育する動植物への影響」の予測手法につき

リプレース前後の温排水推定拡散範囲を比較して行うという合理化手法(乙8・541及び544ページ)

他方で、上記以外の調査及び予測については、通常の手法を選定している。

なお、(e)「施設の稼働（温排水）に伴う海域の水温、流況（流向、流速）への影響」、(f)「施設の稼働（温排水）に伴う海域に生息・生育する動植物への影響」及び(g)「施設の稼働（排水）に伴う水質への影響」については、調査手法に合理化手法を適用しようと計画したもの、神奈川県知事意見を勘案し、現地調査も実施している(乙8・526、527、529、531、538、539ページ、542及び543ページ)。

以下では、原告らが合理化ガイドラインに基づく合理化手法の選定につき違法である旨明示的に主張している(a)施設の稼働(排ガス)並びに(e)及び(f)施設の稼働(温排水)の各項目につき、詳細に述べ、併せて、旧発電所の装置の撤去工事を環境影響評価の対象から除外したことが違法である旨の原告らの主張に対しても反論することとする。

2 施設の稼働(排ガス)による影響につき、合理化ガイドラインにのっとった合理化手法を適用したこと

(1) 合理化の条件を満たしていること

ア 合理化ガイドラインによる合理化の条件を満たしていること

(ア) 合理化ガイドラインでは、「施設の稼働（排ガス）に伴う大気質への

影響」に関し、合理化の条件として、以下の五つを規定している（乙20・15ページ）。

- ① 大気汚染物質の排出濃度、排出量（1時間値、年間値）が従来と同等、あるいは減少すること
- ② 設定した気象条件に基づいて発電所アセスの手引に示されている予測式を用いて計算した1時間値の着地濃度が、リプレース前と同等、あるいは減少すること
- ③ リプレース後の煙突が、建物ダウンウォッシュ^{*1}が発生するおそれがない高さを有していること
- ④ リプレース後の「施設の稼働（排ガス）」に係る設備（煙突等）が、リプレース前の発電所に係る対象事業実施区域（当該発電所において環境影響評価が実施されていない場合は、当該発電所の敷地（中略））から300メートル以上離れた区域に移動しないこと
- ⑤ 「施設の稼働（排ガス）」に係る設備等が移動する場合に、近隣の学校、病院その他の影響の保全についての配慮が特に必要な施設における1時間値の着地濃度が、リプレース前と同等、あるいは減少すること

かかる要件が定められているのは、過去に長期間にわたり火力発電所が稼働しており、最大負荷時における大気汚染物質による環境影響の程度が明らかである地点で、旧施設よりも高性能な発電設備を設置するり

*1 煙突から排出される煙は、普通その吐出速度と高温による浮力によって上昇し、大気中に拡散していくが、吐出速度が周囲の風速よりも小さく、また、排煙温度が低い場合には、煙はあまり上昇せず、煙突の背後の気流の変化によって生じる渦に巻き込まれて降下することがある。この現象を「ダウンウォッシュ」という (<https://www.eic.or.jp/ecoterm/index.php?act=view&serial=1664>)。その中でも、「建物ダウンウォッシュ」とは、煙が建物によって生じる気流の下降によって地面近くに引き込まれたり、建物後方の渦領域に巻き込まれたりする現象のこと。市川陽一「大気質の予測における煙突高さの複数案検討方法」環境アセスメント学会誌17巻1号88ページ。

プレースによって時間当たりの最大汚染物質排出量が低減される場合には、過去の最大負荷時における大気汚染物質の排出量が低減され、環境影響も低減されることとは明らかであるから、発電所アセス省令における調査・予測手法の簡略化の要件の一つである「類似の事例により参考項目に関する環境影響の程度が明らかであること」（発電所アセス省令23条2項3号）という要件を満たすことによる。

(イ) 本件事業者は、本件発電所の稼働に伴い、排ガス中に大気汚染物質が含まれることから、「施設の稼働（排ガス）に伴う大気質への影響」に係る環境影響評価の対象項目として、硫黄酸化物、窒素酸化物及び浮遊粒子状物質を選定し（乙8・475ページ）、これらについて調査、予測及び評価を実施しているところ、その調査や予測の一部について、調査手法や予測手法を合理化している。

しかるところ、本件では、本件評価書（乙8・485ページ）の「第10.2-3表 合理化への適合状況（施設の稼働（排ガス））」で記載されているとおり、上記で述べた合理化の条件①ないし⑤を満たしていること、条件ごとに満たしていることを根拠となる数値や計算式を示して具体的に説明していることからして、同各条件の充足は明らかである。

イ 合理化ガイドラインによる合理化手法が適用されていること

(ア) 合理化手法の在り方

「施設の稼働（排ガス）に伴う大気質への影響」についての合理化された調査手法及び予測手法は、合理化ガイドラインでは、公設の測定局のデータ等により環境基準の適合状況を把握できることを条件に濃度状況の調査を省略可能にするなどというものである（乙20・17及び18ページ）。

(イ) 本件は、合理化手法の範囲内で手法を選定していること

また、合理化された手法は、本件評価書（乙8・494ないし496

ページ) 記載のとおり、公設の測定局のデータ等により環境基準の適合状況等を把握した上で二酸化硫黄の濃度状況の現地調査を省略するなど、上記(ア)記載の合理化可能な調査手法及び予測手法を探っている。

(2) 原告らの主張に対する反論

ア 合理化要件について

(ア) 原告らの主張

原告らは、合理化ガイドラインにおいて施設の稼働（排ガス）に伴う大気質への影響に係る合理化の条件として挙げられている前記(1)アの①、②及び⑤の各条件に関し、⑦本件評価書（乙8・486ページ）にリプレース前の数値として記載された数値は「実態に即しているものではなく」、比較の前提条件を欠いており、さらに、①上記⑤の条件については、「大気汚染物質の経路の調査や現地における計測を全くせずに、安易に距離のみで結論を出しているものであり、条件の適合性を判断する前提を欠いている。」などとし（原告準備書面8・22ないし23ページ）、本件環境影響評価は大気質への影響に係る合理化の条件を満たさない旨を主張するようである（原告準備書面8・22ないし23ページ）。

(イ) 被告の反論

a ⑦比較に用いた数値は定格出力等に基づくものであること

しかし、前記第2の1(1)で述べたとおり、合理化ガイドラインは、「合理化の条件としては、原則として、方法書段階で示される事業計画諸元に基づいて合理化の可否の判断が可能となるよう設定する。」

（乙20・13ページ）としており、ここにいう「事業計画諸元」とは、機械の性能や機能の数値化のことを意味する。大気質に係る合理化の条件の一つである「大気汚染物質の排出濃度、排出量（1時間値、年間値）が従来と同等、あるいは減少すること。」という条件につい

ても、「排出量の1時間値は、リプレース前・後とも定格出力にて算出する。また、排出量の年間値は、リプレース前については当該発電所の運用経歴を考慮の上、適切な設備利用率を設定」するとされ、適切な設備利用率として、定格出力による算出値や地元自治体との協定値等四つの適用例が記載されている（乙20・15ページ）。

このように、合理化条件の適用の有無については、合理化ガイドラインの趣旨に照らし、詳細な検討を行わなくとも、明確に判定できるものとして設定されたものである。これは、合理化条件の充足の有無に係る判断の根拠として詳細な予測結果を求めるすれば、環境影響評価の簡易化・迅速化という合理化ガイドラインを設けた趣旨（乙20・1ページ）が到底実現し得ないことになることを踏まえたものである。この趣旨は、「火力発電所リプレースに係る環境影響評価の技術的事項に関する検討会」第2回議事概要（平成23年2月15日）における事務局の発言及び環境影響審査室小野室長の以下の発言（乙53^{*2}・1ページ）により明らかである。

事務局：（中略）条件として予測結果を求める案も検討したが、方法書は調査、予測手法を記載するものであり、先行して予測結果を記載することは相応しくないため、（合理化の条件としては）諸元だけで判断できる基準とした。

（中略）

小野室長：事前調査を否定するものではないが、かといって方法書段階で詳細な予測・評価の結果まで示すというのも現行のアセス手続を逸脱している。要は程度論であるが、

*2 「火力発電所リプレースに係る環境影響評価の技術的事項に関する検討会」第2回（平成23年2月15日）議事概要1／5ページ
(http://assess.env.go.jp/files/0_db/giji/giji/0073_05/gaiyou.pdf)

入口の合理化条件は詳細な検討を行わなくとも明確に判定できる範囲とすることが妥当と考える。そのような観点からご検討いただきたい。

他方で、このようにして合理化条件が満たされた場合であっても、「ただし、合理化手法を適用した評価に当たっては、単に、現状より改善されること又は非悪化であることのみをもって十分とするのではなく、予測結果をもとに、従来どおり、発電所アセス省令第26条各号の留意事項に基づき、評価を行うことが必要である。」（乙20・4ページ）とされているのである。

したがって、合理化ガイドラインの規定は、旧発電所の（ある時期における）実際の運転状態との比較を前提条件とするものではない。

本件でも、大気汚染物質の排出濃度及び排出量に関し、合理化の条件として定められた算出方法である定格運転時の数値を根拠としている（乙8・486ページ）ものである。

したがって、かかる数値が「実態に即したものではない」との原告らの主張は理由がない。

b ①学校等の施設への着地濃度

また、原告らは、①合理化条件を満たすか否かの判断につき、学校等の施設への着地濃度につき現地調査等が必要である旨主張するが、合理化ガイドライン上、原告らが主張するような「大気汚染物質の経路の調査」や「現地における計測」が必要不可欠であるとは認められず、むしろ、上記aで述べたとおり、合理化ガイドラインの規定は、合理化の条件につき詳細な検討を要しない趣旨を探っているのであり、方法書作成に先立って新たな現地調査等を求める趣旨でもない。

そして、前記⑤の条件については、本事業者は、大気汚染物質の

1時間値の風下拡散予測を行った上で（乙8・487ページ「第10.2-2図 大気汚染物質の1時間値の風下拡散予測の結果」参照），本件事業所周辺の学校や病院の配置状況に鑑み，いずれの地点においても，1時間ごとの着地濃度は，リプレース前よりも同等あるいは減少するとしているのである（乙8・489ページ），前記⑤の条件を満たすと認められる。

しかも，本件は予測地域全体における最大値を予測し，本件発電所による最大の影響を考慮しても基準との整合性が図られていると評価している。その上，周辺地域では二酸化窒素等の環境基準も達成されており，将来的にも（バックグラウンド濃度は）横ばいあるいは緩やかな低下傾向と想定されるのであるから，学校や病院についての個別具体的な予測評価は不要であって，本件の予測評価に不備があるとの原告ら主張は理由がない。

したがって，本件が合理化条件を満たさないとの原告らの主張は，合理化ガイドラインの定めについての理解や解釈を誤るもので，理由がない。

イ 現地調査について

(ア) 原告らの主張

原告らは，①大気質における環境影響評価の調査の手法としては，手引（令和2年11月版・乙50・269ページ等）では，一般的に，大気汚染物質濃度の状況と気象の状況について，文献その他の資料の調査と，現地調査をすべきものとされているところ，本件環境影響評価は，大気質への影響に係る合理化の条件を満たすものではないにも関わらず，公設の測定所・観測所のデータがあると判断して，現地調査が省略されていると主張する。

そして，②二酸化窒素に係る環境基準を超える地点が調査範囲内にあ

ることが判明している以上、他の地点においても環境基準を超える地点が存在することが予想されたのであるから、現地調査をしていない本件評価書は、環境に適正に配慮したかどうかの評価をするための前提をそもそも欠く（原告準備書面8・23ないし25ページ）などと主張する。

(イ) 被告の反論

a ①大気質における環境影響評価の調査として現地調査を行わなかつたこと

(a) しかし、アで述べたとおり、本件は、大気質に係る合理化の条件を満たしており、大気質に係る調査については、合理化ガイドライン所定の合理化手法を適用して、発電所アセス省令23条2項4号により現地調査を省略し、文献調査として自治体の公設大気環境測定局等のデータを収集整理する方法で行われている。

(b) また、施設の稼働（排ガス）における二酸化硫黄等の濃度の状況については、各都道府県が、大気汚染の状況を常時監視等する義務（大気汚染防止法22条ないし24条）の履行として、大気汚染にかかる常時監視のための測定局（以下「公設局」という。^{*3}）を計画的に配置して大気環境の常時監視を行っていることから、発電所アセス省令23条2項4号にいう「情報が、参考手法より簡易な手法で収集できることが明らかである」と認められ、手引（令和2年11月版・乙50・269ページ）においても、「調査は、原則として、地方公共団体等の既存の測定局における測定結果を集約するものとする」とされ、現地調査が一般的に省略されており、それは本件でも同様である。

b ②原告らが指摘する環境基準の超過の事実は認められないこと

*3 公設局には一般局と自排局がある（脚注5参照）

また、原告らが、二酸化窒素に係る「環境基準に抵触する値が出ている」として指摘する横須賀市内の二つの測定局の値（原告準備書面8・24ページ）はいずれも、環境基準を超過しているものではない。

すなわち、二酸化窒素に係る環境基準（環境基本法16条1項）による大気汚染の評価については、通達（環大企第262号。乙54・2枚目）により、「二酸化窒素の環境基準による大気汚染の評価については、測定局ごとに行うものとし、年間における二酸化窒素の1日平均値のうち、低い方から98%に相当するもの（中略）が0.06ppm以下の場合は環境基準が達成され、1日平均値の年間98%値が0.06ppmを超える場合は環境基準が達成されていないと評価する」とされているところ、原告らの指摘する0.040ないし0.045ppmの値は、いずれも0.06ppmを超えるものではなく、環境基準を超過したと評価されるものではない。

原告らの「二酸化窒素の環境基準の長期的評価は、1日平均値の年間98%値が0.04～0.06ppmのゾーン以下であること、若しくは、0.06ppmを超えないことである」との主張にも、誤りがある。

事実、横須賀市が公表している「大気環境の状況について」（令和元年度）においても、二酸化窒素については「平成14年以降、測定を行った一般局すべてで環境基準を達成している。」とされ、自排局についても「平成16年以降、環境基準を達成している。」と記載さ

^{*4*5}
れている

c 小括

原告らの主張は理由がないか、前提事実の理解に誤りがある。

ウ 1時間値の比較の点について

(7) 原告らの主張

原告らは、合理化ガイドラインにおいて、合理化手法として、年平均値や日平均値の予測ではなく、1時間値の比較をしてよいなどと記載されていることはないにもかかわらず、本件評価書においては、施設の稼働(排ガス)による大気汚染物質の風下着地濃度につき、1時間値が最大となる地点における1時間値の最大着地濃度をリプレース前後で比較しており(乙8・653ページ)、本件環境影響評価は評価の妥当性と予測精度を欠いていると主張する(原告準備書面8・26ページ)。

(4) 被告の反論

a しかしながら、着地濃度の日平均値や年平均値の予測値は、予測計算の地点を定め、1時間毎の気象条件(風向、風速及び大気安定度)を用いて計算された予測地点の着地濃度(1時間値)の算術平均値として算出される(したがって、日平均であれば24個の、年平均であれば8760個の着地濃度の計算結果の算術平均値となる)。

*4 横須賀市「大気環境の状況について」(令和元年度)

https://www.city.yokosuka.kanagawa.JP/4120/documents/taiki-r_01.pdf

*5 自排局(自動車排出ガス測定期)は、環境省通知「大気汚染防止法第22条の規定に基づく大気の汚染の状況の常時監視に関する事務の処理基準について」(乙55)により、「自動車走行による排気物質に起因する大気汚染の考えられる交差点、道路及び道路端付近において大気汚染の状況を常時監視するための測定期」とされ、その設置は、「自動車排出ガスによる大気汚染の状況が効率的に監視できるよう、道路、交通量等の状況を勘案した配置地点の類型化を行い設置する。」ものとされている。

一般局(一般環境大気測定期)は、上記通知により、「大気汚染の状況を監視するための測定期であって、…自動車排出ガス測定期以外の測定期」とされ、その設置は、「一定地域における大気汚染状況の継続的把握、発生源からの排出による汚染への寄与及び高濃度地域の特定、汚染防止対策の効果の把握といった、常時監視の目的が効率的に達せられるよう配置する。」ものとされている。

本件の風下着地濃度分布予測については、1時間値の最大値を計算、比較しているものの、その予測計算は、一般局において1年間にわたって実施した気象状況の計測結果を基に行ったものである(乙8・557ページ)。

b ここで、合理化ガイドラインにおける風下着地濃度分布の予測については、「風速階級別、大気安定度別の風下着地濃度分布予測」(乙20・17ページ)と記載されているところ、実際の気象条件(風向、風速、大気安定度)は時々刻々変化するため、特定の地点が「風下」になるときの着地濃度を測るには、風下になっている時の1時間値の最大値を取るほかない(逆に、例えば、評価対象となる地点が風下方でなければその時間の着地濃度はゼロとなってしまう)。

現に、環境省作成に係る合理化ガイドラインのパンフレット(乙55・4ページ)においても、風下着地濃度分布の予測につき、「年平均値予測、日平均値予測の代替として、気象条件別の風下着地濃度分布の予測を行い」と記載されているとおり、「風下着地濃度分布の予測」を「日平均値、年平均値」としては行い得ないことは明らかである。

c したがって、本件において、事業者が、合理化ガイドラインを適用して、施設の稼働(排ガス)による大気汚染物質の風下着地濃度につき、年平均値や日平均値の予測ではなく、1時間値の最大値を比較したことに問題はない。

エ バックグラウンド濃度の地点について

(ア) 原告らの主張

原告らは、本件発電所が稼働した場合の将来の環境濃度予測において、

着地濃度に加えるべき（予測地点の）バックグラウンド濃度の地点を，^{*6}
①一般局における値，しかも，②半径 10 km 圏内の一般局における③
平成 27 年度の 1 時間値の最高値に恣意的に限定して予測評価している
とし，かかる限定をせず，①自排局も含め，また，②有風時の最大着地
濃度出現距離である半径 5 ないし 20 km の範囲を選択し，③設定時期
も，濃度値は毎年変動するのであるから，直近の数値にのみ限定しない
のが適正であり，かかる限定をしない場合には，④二酸化窒素の短期曝
露の指針 0.1 ppm (注：短期曝露の指針値は 0.1 ~ 0.2 ppm)
を超える地点が複数箇所存在するのであるから，適正な予測評価とはい
えない旨主張する（原告準備書面 8・第 2 の 2 (3)・27 及び 28 ペー
ジ）。

(イ) 被告の反論

しかしながら，予測地点における将来の環境の状態であるバックグラ
ウンド濃度についても，以下のとおり合理的な理由に基づいて設定して
いる。

a ①予測地点を一般局に限定し，自排局を含めなかったこと

発電所アセス省令 23 条 1 項 2 号が火力発電所に係る環境影響の調
査，予測及び評価に係る参考手法として挙げる同省令別表第 7 には，
大気汚染物質の環境影響の調査を行う地点について，いずれも「拡散
の特性を踏まえ」「調査地域における」「環境影響を予測し，及び評
価するために適切かつ効果的な地点」と定めているところ，前記環境
省通知（乙 56）によれば，一般局の設置は，「一定地域における大
気汚染状況の継続的把握，発生源からの排出による汚染への寄与及び
高濃度地域の特定，汚染防止対策の効果の把握といった，常時監視の

*6 バックグラウンド濃度とは，工場や自動車等の人為的汚染，及び火山等の自然的汚染からの影
響を除外した自然界における大気汚染物質濃度のことです。

目的が効率的に達せられるよう配置する。」(なお、下線は引用者による。)ものとされているのに対し、自排局の設置は、「自動車排出ガスによる大気汚染の状況が効率的に監視できるよう(中略)設置する。」ものとされていることからすると、発電所の稼働による大気汚染物質の環境影響の評価は、発電所の稼働によって、住宅地等の一般的な生活環境にどのような影響が及ぶかを評価するものであるから、調査、予測及び評価を行う地点としては、一般局を選定するのが適切かつ効果的であると認められる。

これに対し、自排局を評価地点とした場合には、自動車の排気ガスによる大気汚染物質の状況が交通量等の要素により変動し、発電所の稼働による純粋な影響を的確に把握することが困難になり適切ではない。

したがって、法令上、発電所に係る大気汚染物質の環境影響評価において、一般局に加え、自排局を評価地点とすることは求められておらず、「一般局に限定する理由もない」との原告らの主張は独自の見解であって理由がない。

b ②予測地点として半径10km圏内したこと

(a) 発電所アセス省令25条1項3号は、予測地点の選定につき、「選定項目の特性に応じて保全すべき対象の状況を踏まえ、予測地域内において予測地域を代表する地点、特に環境影響を受けるおそれがある地点、当該保全すべき対象への環境影響を的確に把握できる地点その他の予測に適切かつ効果的であると認められる地点」を選定すべき旨規定している。

そして、手引(令和2年11月版・乙50・278ページ)では、火力発電所の排ガスによる硫黄酸化物等に係る予測地点の考え方について、次のとおり解説している。

なお、予測地点については、年平均値の予測結果及び地域の風配や住居地域等の状況を参考に現況調査点の中から、以下の観点を考慮して選定することとする。

- a 発電所排煙の着地濃度が相対的に高くなる
 - b 住居地域等保全の対象となる地域が存在する
 - c 現況濃度が相対的に高いレベルにある
- (b) 本件では、手引の上記の考え方を踏まえ、発電所を中心とした半径 20 km の範囲内を予測地域として、「風下軸上における 1 時間値着地濃度が最大となる地点」を予測地点としている（乙 8・653 ページ）。
- 具体的には、合理化手法による風下着地濃度分布の予測として、収集した 1 年間の気象データを基に風速及びその他の計算条件について起こり得る組合せを網羅的に計算している。
- そして、それらの計算結果の中から着地濃度が最大となる場合の風下距離（最大着地濃度出現距離）が 2.2 km と予測されており（乙 8・662 及び 663 ページ），これが本件の予測地点となる。
- (c) そして、この場合の最大着地濃度を「新設稼働時（将来）の寄与濃度」とし、これに予測地点における将来の「バックグラウンド濃度」を加算することにより「将来環境濃度」を予測し（乙 8・653 ないし 669 ページ），「将来環境濃度」を環境基準等と比較することにより基準との整合性を評価している（乙 8・701 及び 702 ページ）。
- (d) 本件において、公設局として発電所周囲 10 km 圏内的一般局を選定し、そのうちの 1 時間値の最高値を将来バックグラウンド濃度として使用したのは、上記のとおり発電所排ガスの最大影響となると予測した地点（最大着地濃度出現距離 2.2 km）における将来

バックグラウンド濃度を設定するに当たり、その地点周辺の地域の大気環境を常時監視していると考えられる発電所周囲10kmの範囲を選択したものであるから、本件環境影響評価の方法は合理的である。

(e) また、本件環境影響評価は、発電所による影響が最大となる場合について予測評価することにより、予測地域（発電所を中心とした半径20kmの範囲）全域における発電所の影響（着地濃度）が最大値以下になることを示しているのであるから、予測地点を恣意的に10km範囲内に限定しているとの原告ら主張は理由がない。

c ③平成27年度における1時間値の最高値としていることについて
環境中の硫黄酸化物(二酸化硫黄)、窒素酸化物(二酸化窒素)及び浮遊粒子状物質の濃度の年平均値は、全国的に緩やかな低下傾向若しくは横ばいであり(乙57・21、24及び27ページ)、本件発電所の周辺20km圏内的一般局においても、調査期間(平成23年度から27年度の5年間)における年平均値は横ばいとなっている(乙8・61ないし69ページ)。

このような推移の状況を踏まえれば、将来(稼働後)においても、本件発電所周辺の大気環境濃度(バックグラウンド濃度)が、調査期間のうち最新年度と同程度若しくはそれ以下の値で推移することが想定できるのであるから、本件において、バックグラウンド濃度として、平成23年度の値ではなく、直近の平成27年度の値を用いたのは合理的である。

d ④二酸化窒素の短期曝露の指針値を超える地点が複数存する旨の原告らの主張について

原告らは、横須賀市西行政センター等の平成23年度の二酸化窒素の濃度が1時間値0.098ppm等となっていること(乙8・58

3ページ)から、それをバックグラウンド濃度に用いれば、将来稼働した場合の寄与濃度を加算すると、二酸化窒素の短期曝露の指針0.1 ppm(注: 短期曝露の指針値は0.1~0.2 ppm)を超えており、適正な予測評価とはいえない旨主張する(原告準備書面8・第2の2(3)・27及び28ページ)。

しかしながら、二酸化窒素に係る「環境基準等」とされる値「0.1~0.2 ppm」は、短期曝露の指針値(1時間値)であって(乙8・702ページ)、その1時間値の最高値が0.1 ppmを超えることをもって環境基準を超えているとされるものではなく⁷、少なくとも短期曝露の指針値の下限に当たるにすぎないから、原告らの主張は理由がない。

同様に、大気汚染物質の濃度の調査において、予測地域(本件周囲20km内)において、浮遊粒子状物質については、平成25年度に一般局2局(いずれも千葉県富津市)で環境基準を超過したことがあったものの⁸(乙8・580ページ)、その前後の年度(調査期間は平成23年度から27年度)は全ての測定局で環境基準の長期的評価に

*7 「二酸化窒素に係る環境基準の改定について」(昭和53年7月17日環大企262号)には、その短期曝露の指針値につき、以下の記載がある。「提案された指針は、疾病やその前兆とみなされる影響が見出されないだけでなく、更にそれ以前の段階である健康な状態からの偏りが見出されない状態に留意したものであり、換言すれば、正常な健康の範囲に保つというものである。また、短期暴露の指針はこれを1回超えたからといって直ちに影響が現れるというものではないとされている。」

*8 富津市の一般局2局(富津小久保、富津鶴岡)が平成25年度に浮遊粒子状物質の環境基準を超過したのは、長期的評価の基準「日平均値が0.10mg/m³を超えた日が2日以上連続しないこと」に対し、1年間のうち2日間のみ連続して超過したことによるものであり、日平均値の2%除外値は環境基準の0.10mg/m³を超過していない。(評価書590ページ)。また、これら2局の平成25年度の浮遊粒子状物質の年平均値はそれぞれ0.017mg/m³、0.016mg/m³であり、環境基準を達成しているその他神奈川県内の測定局よりむしろ低い値となっている。(評価書589ないし591ページ)。

なお、千葉県「令和元年度大気環境の状況について(令和2年8月11日)」によれば、千葉県内的一般局における浮遊粒子状物質の環境基準達成状況(長期的評価)は平成26年度以降達成率100%となっている。

適合している状況にあり、また、二酸化硫黄及び二酸化窒素についても、全測定局で環境基準の長期的評価に適合している状況にあった(乙8・578及び579ページ)もので、「現況濃度が相対的に高いレベルにある」として特段考慮すべき地点であったとは認められない。

オ 小括

以上のとおり、原告らの上記主張はいずれも理由がない。

(3) 小括

以上のとおり、本件における大気質に係る調査については、合理化ガイドライン及び同ガイドラインが引用する発電所アセス省令23条2項4号に基づき、現地調査を省略し、文献調査として自治体の公設大気環境測定局等のデータを収集整理する方法で行われており、合理化ガイドラインにのっとった合理化手法を探ったものである。

他方で、本件では、合理化ガイドラインを適用したものの、大気質の環境影響予測評価に関しては、新設の場合と同様、時間当たりの最大汚染物質排出量から最大着地濃度を算出し、それを環境基準等と比較する方法により行うなどしており、すべての過程で合理化がされたわけではないことにも照らすと、本件は、合理化ガイドラインにのっとった合理化手法を適切な範囲で適用したものとして適法であることは明らかである。

3 施設の稼働(温排水)による影響につき、合理化ガイドラインにのっとった合理化手法を適用したこと

(1) 合理化の条件を満たしていること

ア 合理化ガイドラインによる合理化の条件を満たしていること

(ア) 合理化ガイドラインでは、「施設の稼働(温排水)に伴う水温、流向及び流速への影響」及び「施設の稼働(温排水)に伴う海域に生息する動物、海域に生育する植物への影響」に関し、合理化の条件として、以下の三つを規定している(乙20・19ないし21ページ)。

① 溫排水の熱量（取放水温度差 ΔT ×時間当たりの温排水量）が従来と同等、あるいは減少すること

② 放水口（温排水に係るもの）が100メートル以上移動しないこと

③ 排出先の水面又は水中の別が変わらないこと

かかる要件が定められているのは、現状の変更が大きくないことを前提とした上で、リプレース後の発電所の温排水の最大排出熱量が既設発電所と比較して低減される場合には、環境影響が低減されることが明らかであるから、発電所アセス省令で規定する調査・予測手法の簡略化の要件である「類似の事例により参考項目に係る環境影響の程度が明らかであること」（発電所アセス省令23条2項3号）という要件を満たすことによる。

(イ) 本件では、本件事業者は、施設の稼働による温排水に係る環境影響評価項目として、「水温、流向及び流速」、「海域に生息する動物及び海域に生育する植物」を選定し（乙8・475ページ），これらについて調査、予測及び評価を実施しているところ、前記1で述べたとおり、その予測の一部について、予測手法を合理化している（調査については手引に示されている手法に基づいて実施されている。）。

しかるところ、本件では、本件評価書（乙8・492ページ）の「第10.2-10表 合理化への適合状況（施設の稼働（温排水））」で記載されているとおり、具体的に「既設放水口を流用するため」などと根拠を説明しつつ、上記で述べた合理化の条件①ないし③を満たしていることを説明しており、同条件の充足は明らかである。

イ 合理化ガイドラインによる合理化手法が適用されていること

(ア) 合理化手法の在り方

「施設の稼働（温排水）に伴う水温、流向及び流速への影響」につい

ての合理化された調査手法及び予測手法としては、合理化ガイドラインでは、前面海域の流況等のパラメータを使って簡易予測モデルにより温排水拡散範囲の予測を行うなどというものである（乙20・19及び20ページ）。

また、「施設の稼働（温排水）に伴う海域に生息する動物、海域に生育する植物への影響」についての合理化された調査手法及び予測手法は、合理化ガイドラインでは、リプレース前後の温排水推定拡散範囲の比較を行って海生生物に及ぼす影響の予測を行うなどというものである（乙20・21及び22ページ）。

(1) 本件は、上記(7)の合理化手法の範囲内で手法を選定していること

本件においては、本件評価書（乙8・529ないし532ページ）記載のとおり、予測に必要な水温、流況データとして既存の測定データ及び現地調査結果を使用している（乙8・910ページ）。また、温排水拡散範囲の予測につき簡易予測モデルを用いており、上記(7)記載の合理化手法としての予測手法を探っている（乙8・538ないし545ページ）。

(2) 原告らの主張に対する反論

ア 合理化要件

(7) 原告らの主張

原告らは、旧発電所は平成22年度までにすべて稼働を止めていたことから、旧発電所から排出される温排水は原則としてゼロになっていたこと、仮に旧発電所が一部操業していたとしても、本件評価書にリプレース前の数値として記載された「 $640^{\circ}\text{C} \cdot \text{m}^3/\text{s}$ 」の数値はなかったと認められることなどを挙げて、リプレース後の数値（ $399^{\circ}\text{C} \cdot \text{m}^3/\text{s}$ ）はリプレース前の数値を低減するものとはいえないなどとして、合理化条件を満たさない旨主張するものと解される（原告準備書面8・

20及び21ページ)。

(4) 被告の反論

a しかしながら、本件事業者は、温排水排出熱量としては、リプレース前後のいずれについても、設計値に基づくこととした上、その値としては「取放水温度差×時間当たりの温排水量」の計算をした値同士を比較するものとして、本件では、「 $640\text{ °C} \cdot \text{m}^3/\text{s}$ 」及び「 $399\text{ °C} \cdot \text{m}^3/\text{s}$ 」と記載している(乙8・483ページ)。

前記第2の1(2)ア及びイで温室効果ガスによる影響について述べたのと同じように、「入口」の部分に当たる合理化の条件につき、詳細な検討を要するとすると、合理化ガイドラインの趣旨に沿わないことから、かかる設計値を用いることが許容されているものである。

そうすると、旧発電所の稼働がなくなっていたとしても、リプレース前の数量がゼロでないのは当然である。

b また、上記の温排水排出熱量については、その発電所装置ごとの内訳についても、「表2.2-15表 復水器の冷却水に関する事項」(乙8・39ページ)で明らかにしていること等に照らしても、上記の温排水排出熱量の数値は具体的根拠に基づいており、信用性が高い。

他方で、リプレース前の数値を否定する原告らの上記主張は、その根拠として、「排出温排水の熱量は、二酸化炭素の排出量に比例すると考えられるところ」などというものであり、明確な根拠に基づくものではない。

c したがって、原告らの上記主張はいずれも理由がない。

イ 漁業への影響を評価対象としていないこと

(ア) 原告らの主張

原告らは、温排水は、「環境の自然的構成要素の良好な状態の保持を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素」(発電所アセス省令

5条3項1号)であるので、発電所アセス省令6条1号により、これらが「人の健康、生活環境又は自然環境に及ぼす環境影響を把握する手法」により、調査・予測がされなければならず、「生活環境」には、「人の生活に密接な関係のある動植物及びその生育環境」が含まれる(環境基本法2条3項)。しかも、手引(乙50・362ページ)には、調査地域の設定につき、「温排水拡散推定範囲を包含する比較的広範囲の海域とし、漁業権の設定及び行使の状況、漁業操業範囲、遊魚等の実態を考慮し設定する。」などと記載されていることにも照らすと、その中には、重要な漁業資源である魚介類及び藻類も含まれ、また、その「生育環境」である藻場など(括弧内記載省略)も含まれるので、温排水の影響を調査・予測するに当たっては、影響を受ける魚介類・藻類、その他生育環境である藻場などの状況を調査し、予測することが必要であるのに、簡略化によってかかる予測を省略したのは重大な手続的瑕疵であるなどと主張する(原告準備書面8・第2の1・15ないし21ページ)。

(イ) 被告の反論

- a しかしながら、まず、火力発電所の稼働により海域に排出される温排水は、「環境要素」(環境の構成要素。発電所アセス省令4条2項2号に定義)ではなく、「影響要因」(環境影響を及ぼすおそれがある要因。同省令5条に定義)に分類されるものである。現に、同省令21条1項2号・別表第2においても、一番左の欄の「影響要因の区分」の中の一項目として「温排水」が掲げられている。
- b 同別表第2によれば、「温排水」により影響を受けるおそれがある「環境要素」としては、「水温」、「流向及び流速」、「海域に生息する動物」、「海域に生育する植物」ということになる。
 - (i) そして、これら四つの環境要素のうち「水温」及び「流向及び流速」については、発電所アセス省令5条3項1号の「水環境」

に該当し、方法書段階においては、同省令22条1項1号が、環境影響評価項目に係る手法の選定につき、「環境要素の状況の変化の程度及び広がりに関し、これらが人の健康、生活環境又は自然環境に及ぼす環境影響を把握する手法」を選定するものとされている。

(ii) また、「海域に生息する動物」と「海域に生育する植物」(以下「海域の動植物」という。)については、同省令5条3項2号の「生物の多様性の確保及び自然環境の体系的保全を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素」に分類され(同別表第2参照),これらについての手法は同省令22条1項2号の「学術上又は希少性の観点から重要な種の分布状況、生息状況又は生育状況及び学術上又は希少性の観点から重要な群落の分布状況並びに動物の集団繁殖地その他の注目すべき生息地の分布状況について調査し、これらに対する環境影響の程度を把握する手法」を選定するとされている。

c (a) まず、温排水による(ii)海域の動植物についての環境影響評価としては、「生物の多様性の確保及び自然環境の体系的保全」を旨として、「学術上又は希少性の観点から重要な種」等について調査し、それらに対する影響の程度を把握する手法を選定することが予定されているのであって、漁獲高等、漁業への直接的な影響について調査、予測及び評価するものとされているわけではない。

また、(i)「水温」及び「流向及び流速」との関係についてみても、「人の健康、生活環境又は自然環境に及ぼす環境影響を把握する手法」によって調査・予測・評価すべき対象は、環境要素とされている「水温」と「流向及び流速」への影響そのものであって、それらの改変の結果として魚介類・藻類、その他の藻場に及ぼされる

影響を調査・予測・評価することはあっても、漁獲高等漁業への直接的な影響についてまで調査・予測・評価することまでは求められていない。^{*9}

- (b) 原告らが根拠として挙げる手引(乙50・362ページ)に、調査地域につき、「漁業権の設定及び行使の状況、漁業操業範囲、遊魚等の実態を考慮し設定する。」などと記載されているのは、あくまで、「学術上又は希少性の観点から」調査するものとし、あるいは、「水温」等を環境要素としているのであるから、漁業従事者による漁獲高を保護したり漁場の改変等がないよう漁業関係者を保護するという趣旨ではなく、漁業操業範囲内に遊泳動物が生息することが多いことに着目したものにすぎないと解される。
- (c) また、関連して、原告らは、手引(乙50・363ページ)において、「主な魚等の遊泳動物の生息場又は漁場が改変される内容及び程度を検討し、(中略) 主な魚等の遊泳動物への影響を定性的に予測する」とされ、漁場なども調べることとしていることから、(温排水が) 漁業に及ぼす影響を考慮することが求められている、などと主張する(原告準備書面8・第2の1・16ページ)。

しかしながら、上記の手引の記載は、「主な魚等の遊泳動物の生息場又は漁場が改変される内容及び程度を検討し、以下に掲げる手法から一つ又は複数選び、主な魚等の遊泳動物への影響を定性的に予測する。」としているとおり、「主な魚等の遊泳動物への影響」を予測する方法として、生息場が明確でない場合であっても漁場に

*9 なお、「漁業影響調査指針(平成17年3月 公益社団法人日本水産資源保護協会・全国漁場環境保全対策協議会・全国漁業協同組合連合会)」では、「1997年には、「環境影響評価法」が制定され、大規模開発事業においては環境影響評価が義務付けられたが、漁業など特定の産業に対する影響については、評価の対象とされていない。(「はじめに」より)」とされている(乙58)。

つき調査することで足りるという趣旨のものと解されるのであって、漁業に及ぼす影響を予測しようとするものではない。

(d) また、これに関連して、原告らは、手引に「参考手法」として記載されているのは、通常行われるべき項目及び手法であって、いわば最低限行うべきものであるから、手引に記載がない事項であっても、環境影響の程度や重大さなどに照らし、環境影響評価を行うことが必要になる場合があるなどと主張するようである。

しかしながら、手引の手法は、「参考手法」の具体的な内容を解説したものであるところ、参考手法（発電所アセス省令23条）は、「飽くまで勘案・参考とするべき情報であり、事業特性や地域特性、方法書手続を通じて得られた情報等を十分に踏まえて調査等の手法の選定がなされる必要性を改めて規定した」ものであり（乙59・24ページ）、最低限行うべきとされるものではなく、手法の選定は方法書手続等を通じて個別に判断されるべきものである。

d 本件では、本件評価書において、温排水による(ii)海域の動植物への影響の予測評価に関し、学術上又は希少性の観点から、「重要な種及び注目すべき生息地」につき調査・予測・評価するとともに(乙8・主として1056ないし1058ページ)、(i)遊泳動物等に係る「主な種類及び分布の状況」につき調査・予測・評価を行ったものの(乙8・主として1054ないし1055ページ)、他方で、漁獲高等漁業への影響については調査、予測及び評価をしていない(乙8・933ないし1139ページ)。

これは、環境影響評価手法の簡略化によって省略したのではなく、そもそも、上述のとおり、温排水による影響につき漁獲高等の漁業それ自体への影響が評価対象とされていないためである。

したがって、そのことをもって重大な手続的瑕疵とする原告らの主

張は理由がない。

ウ 小括

以上のとおり、この点に関する原告らの主張はいずれも理由がない。

(3) 小括

以上のとおり、本件において、事業者は、温排水に係る環境影響評価項目として水温、流向及び流速（流況）、海域に生息する動物及び海域に生育する植物を選定し、それらについて調査、予測及び評価を実施したところ、その予測及び評価については、簡易予測モデルを用いて水温及び流況の予測を行っているが（乙8・475ページ等）、これは、合理化ガイドライン所定の合理化手法にのっとったものである。

他方で、本件では、調査については、合理化ガイドラインが適用されない場合に行われる通常の調査と同じ（手引に記載された）手法で調査が行われており、すべての過程で合理化がなされているわけではないことにも照らすと、本件は、合理化ガイドラインにのっとった合理化手法を適切な範囲で適用したものとして適法であることは明らかである。

4 撤去工事について

(1) 原告らの主張

原告らは、本件発電所の建設の前提となる旧発電所の装置の撤去作業に係る調査、予測及び評価は、その主要部分が本件アセスの対象から除外されており、重大な手続的瑕疵が存在すると主張する（原告準備書面8・第2の3・28ないし29ページ）。

(2) 被告の反論

しかしながら、上記主張は、合理化ガイドラインの理解を誤るものである。すなわち、火力発電所のリプレースの場合の撤去工事に関する環境影響評価の取扱いについては、合理化ガイドラインにおいて、従来の事例のいずれでも、大気環境や水環境等の環境影響のピークは、撤去工事のみが実施され

ている期間以外の時期であって、撤去工事に係る環境影響の程度は著しくないものと判断されることから、「発電設備の新設に不可欠な旧設備の撤去であって、かつ、発電設備の新設工事期間中に同時並行的に実施される撤去工事を、『対象事業の一部』の範囲とし、法に基づく環境影響評価の対象とする。一方、新設工事に先立って行われる撤去工事については、環境影響評価の対象としないことが可能である」と整理されている(乙20・38ページ)。

したがって、本件環境影響評価でも、新設工事期間中に同時並行的に実施される撤去工事について環境影響評価の対象とした(乙8・15ページ)一方、新設工事に先立って行われる撤去工事については環境影響評価の対象としなかったものであり、ここに手続的瑕疵は存しない。

原告らの主張は理由がない。

第4 求釈明の申立て

原告らは、原告準備書面10において、原告適格一覧表「A-1 3km内」の該当性判断につき、神奈川県告示昭和56年6月1日第489号「神奈川県環境影響評価条例の規定により事業者が実施計画書及び予測評価書案又は条例方法書及び条例準備書の内容について周知を図る必要がある地域を定めるに当たり従うべき基準」(甲58号証)に基づき、当該原告らが「本件新設発電所の事業予定地から、3キロメートルの区域を包含するように市町村の区域内の町若しくは字の区域の境界などによって区画される地域」(以下、「3キロメートル地域」という。)に居住しているか否かにより判断している旨主張した(原告準備書面10・2及び3ページ)。

そこで、原告らにおいて、上記「3キロメートル地域」に包含されると考えている地域(町名など)を具体的に明らかにされたい。

以上